

JR浦和電車区事件国賠訴訟控訴審「控訴棄却」決定と上告審に向けて

「JR浦和電車区事件」（02年11月1日）が発生して以降、本部をはじめとした組合事務所、役員宅など25箇所強制家宅捜索が入り、さらに6日から17日まで不当な家宅捜索（総件数69箇所）・押収物（1096点）が続き、事件に全く関係のない多くの組合資料や私物などが不当押収されました。この不当な捜索・押収に対し、本部角岸委員長（当時）はじめ役員が原告となり、国（簡易裁判所）と東京都（警視庁）を相手どり損害賠償請求訴訟を05年6月27日に起こしました。2009年7月一審「不当判決」、そして2010年11月30日、東京高裁は「原告の控訴棄却」という不当極まりない判決を下しました。

原告側は「事件」そのものが存在しないこと。浦和電車区で発生した「問題」と関係のない本部事務所及び個人宅に家宅捜索が行われたことは極めて不当であることとを公判廷で主張してきました。具体的には①公安警察が家宅捜索令状の許可要請を出し、②裁判所が許可・発布し、③公安警察が捜索・押収を行ったことは「JR浦電事件」との関連性のない違法捜査であると訴えてきました。

しかし東京地裁は、当時事件を担当した海老澤公安二課刑事の「革マル派の強い影響下にあり、組織的犯行と判断した」という根拠のない公安ストーリーの陳述書、証言のみを鵜呑みにし、私たちの主張を斥けました。また今回の東京高裁判決は、JR東労組と革マル派の関係について、何一つ具体的に示すことなく、警察資料、国会質問・答弁で作り上げられたレッテル貼りに依拠し、一審判決を「正当性、合理性がある」として原告の主張を斥けています。

しかし「JR浦和電車区事件」の公判（刑事事件）でも「JR東労組は革マル派」あるいは「美世志会は革マル派」と認定されたこともましてや、その証拠もただの一度も提出されていません。不当捜査や押収を“正当化”するために、声高に「革マル派の影響・関与」を繰り返しているにすぎません。その内容たるや、「司法の良心」のかけらも見ることが出来ないどころか、刑事事件の判決を補強するような不当判決であります。

以上のことから、本部は原告団・弁護団・美世志会と議論し上告審で争うことを決定し、12月13日上告手続きを行い、上告中のJR浦和電車区事件と共に闘いを継続することにしました。そのことと併行して浦和電車区事件弁護団は12月6日には上告補充書と調査官の面談を求める上申書を相次いで提出しました。また、ILOからも第6次の勧告もなされ最高裁に対して「団結権についても重要視すること」を強く求めています。

私たちは最高裁第3小法廷に口頭弁論を開廷させ美世志会の完全無罪と早期の職場復帰を何としても勝ち取らなければなりません。郵便不正事件で明らかになった検察の暴走・横暴と同様にJR浦和電車区事件も検察のストーリーに沿ってでっち上げられた「えん罪事件」です。私たちはこの日本から「えん罪事件」の根絶に向け「取り調べの可視化と証拠物の全面開示」は絶対不可欠です。私たちはその実現を目指し国会内外の取り組みを強化していきます。

組合員の皆さん、職場での組合活動を断固推し進め、今後とも組織一丸となって闘いをつくり出しJR浦和電車区事件の勝利をかちとろうではありませんか！

2010年12月16日
東日本旅客鉄道労働組合